

# 食品表示法を学ぶ

## ～適格消費者団体の差止請求とは～

本年2月23日に佐賀消費者フォーラムが内閣総理大臣より全国で14番目の「適格消費者団体」として認定されました。消費者全体の利益擁護のために、消費者に代わって、事業者の不当な行為を裁判所へ「差止請求」できる唯一の組織です。そして、その差止請求できる項目に新たに、食品表示法違反(食品の原材料や産地・添加物・栄養成分・消費期限等を偽って表示する行為)が加わりました。身近な食品の問題です。是非ご参加下さい。

また、違反ではないかと感じたら佐賀消費者フォーラムに情報提供しましょう。

**日時** 5月23日(月) 10:00~12:00  
**場所** 市民活動プラザ 4階大会議室  
佐賀市白山2丁目1-12  
**講師** 岩本 諭 氏  
佐賀大学経済学部 教授  
**参加費** 無料



共催：NPO法人佐賀消費者フォーラム・コープさが生協本部くらしの委員会  
申込み方法：参加希望の方は、申込書を担当者に渡していただくか、電話、ファックス、いずれかにて、お申し込みください。

お問い合わせ先(月～金)：NPO法人佐賀消費者フォーラム  
(Tel・Fax) 0952-37-9839  
コープさが生活協同組合 組織企画グループ(岩木)  
(Tel)0952-31-3977 (Fax)0952-31-4291

切り取り線

「食品表示法を学ぶ」 講演会申込書 (5月19日(木) ㊄切り)

お名前	住所
TEL ( )-	